

1 調査・検討事項

	調査・検討事項	現状（国への中間報告内容）	今後に向けた検討等
(1)	調査対象施設を利用する保護者の意識等	資料 1 「保護者あて調査（総括調査・第 1 回定期調査）調査結果」参照	◎第 2 回定期調査（1 2 月中）、第 3 回定期調査（1 月下旬）を実施予定（調査の内容については資料 3 を参照）
(2)	施設が遵守すべき最低限の基準等の設定	◎幼児園児保育料等補助（調査対象 7 施設が補助対象） ⇒学級編成、教員配置、保育日数等、1 1 項目の基準を設定（資料 4 「川崎市幼児園児保育料等補助金交付要綱」参照）	【基本的な考え方】 ◎幼児教育・保育の無償化の目的（全ての子どもに質の高い幼児教育の機会を保障）から、また、無償化対象外である市内の類似施設が地域において一定の役割を果たしている実情（保護者の教育・保育ニーズへの対応等）を踏まえ、各施設における独自の取組・自主性を尊重しつつ、利用者の費用負担軽減を図ることが望ましい（無償化対象施設利用者への給付額との差異についても考慮）。 ◎一方、施設の運営形態等は様々であることから、既存の認可施設に適用されている基準等を基礎として、柔軟な適用、代替基準の設定等が考えられる。 【支援対象施設に求める基準】 ◎管理・運営に関するもの 例 標準的な教育時間、週数（日数）、学級の編成、職員の配置、安全衛生管理 施設・設備（職員室、保育室、保健設備等の設置）、園則等の制定、情報開示、苦情処理 ⇒幼稚園類似施設として幼児教育の質と安全を確保するために必要となる基準を検討 ◎職員に求められる免許・資格 幼稚園教諭免許、保育士資格等の所有 ※ 有資格者等の必要配置数については、認可外保育施設に求められる基準を参考とする。 ◎教育内容・保育目標 幼稚園教育要領に規定する 5 領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を踏まえた総合的な指導を行うための視点を有していることを基本としつつ、各施設の独自の取組等が保護者の教育・保育ニーズに対応している実情を踏まえた基準とすることが望ましい。 ◎適切な会計処理 【支援の水準・形態】 ◎水準（金額・対象経費等）…無償化対象施設との関係に留意 ◎形態…施設の事務負担等への配慮が必要 【指導監査の仕組み】 ◎幼児教育の質の確保等の観点から、無償化対象施設に対して実施する確認監査等との関係に留意しつつ、実施方法・回数等を検討
(3)	調査対象施設等の活動状況や取組の実態	資料 2 「支援対象施設の現況調査（結果）」参照	
(4)	受託者が行う支援の具体的内容・手段・効果、地方自治体や施設の事務処理方法や体制	◎具体的内容・手段・効果 ⇒「幼児園児保育料等補助」一定の基準を満たす幼稚園類似施設に在園する子どもの保護者（無償化給付対象者等を除く。）に対して、こども 1 人あたり年額 2 万 2 千円の保育料補助を実施。保護者の経済的負担を軽減し、もって幼児教育の増進を図る。 ⇒補助対象は利用者であり、施設を対象とした補助は行っていない。 ◎市及び施設の事務処理方法・体制 ⇒補助金は、年 1 回、補助対象者に直接交付（償還払） ⇒保護者は、交付申請書に必要事項を記載し、在園証明書（園が作成）、住民票の写し、通帳の写し等（補助金の振込口座が確認できるもの）を添付して市に提出（1 0 月～1 1 月）。 ※ 申請書の提出は、保護者が直接市に送付、または、園で取りまとめて市に提出のいずれかの方法となる。 ⇒市は提出書類の内容等を確認したうえで交付決定を行い、保護者の口座に補助金を直接交付（2 月～3 月）	
(5)	指導・監査等の在り方	◎幼児園児保育料等補助においては、対象施設の認定基準を定めており、新規認定時及び毎年の補助申請時に、基準への適合状況を確認（新規認定時は提出書類の審査及び現地調査、補助申請時は書面による確認を実施） ◎対象施設 7 施設のうち、各種学校 2 校を除く 5 施設は、認可外保育施設としての届出を行っており、上記の確認に加え、認可外保育施設の指導監督基準に基づく現地指導を実施（年 1 回）。	
(6)	市町村子ども・子育て支援事業計画への位置づけ	◎認可外保育施設 5 施設については、本市の計画上、保育受入枠確保の手法の中に位置付け。 ◎各種学校 2 校については、計画への位置付けは行われていない。	◎来年度以降、国において幼稚園類似施設への支援の仕組みが制度化された場合は、本市の計画においても、当該事業の位置付けに応じた対応を図る。
(7)	認可施設への移行に向けた課題の整理、計画等の策定や取組に対する支援	◎保育所への移行 本市では、川崎認定保育園の認可事業等への移行を進めている。認可外保育施設が保育所に移行する場合、川崎認定保育園の認定を受け、市の指導監督のもと一定期間運営を行った上で、市の審査を経て認可を受ける。 ◎幼稚園への移行 幼稚園の認可権限は神奈川県が有しており、移行にあたっては県への事前相談、協議を行う。 ◎認定こども園への移行 既存施設からの移行としては、幼稚園からの移行、保育所からの移行、認可外保育施設からの移行が考えられる。本市では、依然として待機児童の解消が課題となっており、移行形態としては幼稚園からの移行を進めている。	◎川崎認定保育園の認可化、既存施設の認定こども園への移行については、本市における就学前児童数及び教育・保育の量の見込みの推移を踏まえ、当該見込みに対する今後の対応として、保育所等の新規整備とともに、多様な手法による受入枠確保の枠組みの中で進めていく。 ◎幼稚園類似施設が認可施設への移行を希望する場合は、個々の施設の状況に応じた対応を図る。

2 第 1 回調査（総括調査・第 1 回定期調査、施設宛て調査）について

- (1) 実施期間 令和 2 年 1 0 月 1 5 日（木）～1 0 月 2 8 日（水）
- (2) 調査方法 保護者及び施設に対し調査票（書面）により実施
※ 調査票は各施設を通じて保護者に配布し、回答は保護者（施設）から市に直接郵送
- (3) 調査結果 資料 1 及び資料 2 のとおり。
- (3) 国への報告 調査結果を含む上記 1 (1) 及び(3)～(7) の内容について、国への中間報告を実施

3 国の動きについて

- ◎一定の基準を満たす幼稚園類似施設への国費を活用した支援について、令和 3 年度予算において適切な支援の仕組みを整える方向で、地域子ども・子育て支援事業（1 3 事業）の中での支援も含めて検討
- ◎幼児教育・保育の無償化に関する国と地方の協議の場（地方自治体を構成員とする「都道府県と市町村に関わる実務ワーキンググループ」、「市町村実務検討チーム」等）で支援の在り方等について議論する（議論の内容については地方自治体にも情報提供）。